

平成二十八年五月三十日提出  
質問第三二二八号

緊急輸送道路の耐震基準に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

## 緊急輸送道路の耐震基準に関する質問主意書

今般発生した熊本地震において、緊急輸送道路百十三路線のうち、二十八路線の計五十か所が通行止めとなった。緊急輸送道路は、阪神淡路大震災をきっかけとし、平成八年に国が指定を指示、都道府県が防災拠点をつなぐ幹線道路を中心に指定しているものと承知しているが、新設の橋を除いて明確な耐震基準は定められていない。

これらを踏まえ以下質問する。

一 重要路線を中心に緊急輸送道路の耐震補強の在り方について再検討し、耐震基準を設けるべきではないかと考えるが、政府の見解は。

二 通行止めとなった際を想定した、復旧や備蓄などを予め検討しておくことが必要ではないかと考えるが、政府の見解は。

右質問する。